

年 月 日

五戸町長 若 宮 佳 一 様

住 所

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

五戸町新社会人ふるさと定住奨励金交付申請書兼請求書

五戸町新社会人ふるさと定住奨励金交付要綱第5条の規定に基づき、裏面の内容について誓約の上、次のとおり五戸町新社会人ふるさと定住奨励金の交付を申請し、請求します。

1 申請者区分 ※該当する項目全てに☑してください。

五戸町立小学校又は中学校に在籍したことがある者

※ \_\_\_\_\_ 小学校 平成 \_\_\_\_ 年入学、 \_\_\_\_\_ 中学校 平成 \_\_\_\_ 年入学

青森県立五戸高等学校を卒業した者

上記以外

2 定住開始（予定）日 ※該当する項目に☑してください。

出生の時から

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から

3 請求する奨励金 ※該当する奨励金に☑してください。

県内就職内定奨励金 10万円

ふるさと定住奨励金 15万円

ふるさと定住継続奨励金 10万円 ※該当する回数を○で囲んでください。

（ 初回 ・ 2回目 ・ 3回目 ）

※裏面に続く

様式第1号（第5条関係）（裏面）

4 振込先口座 ※口座種目は、普通、当座などを記入してください。

金融機関名	支店名	口座種目	口座番号
口座名義人	(フリガナ)		

5 誓約内容の確認

以下の誓約内容を確認しました。※内容確認の上、全ての項目に☑してください。

- 地域行事及びまちづくりイベント等に積極的に参加する意欲があります。
- 申請の内容は事実に相違ありません。奨励金の受領後、申請の内容に虚偽があった場合は返金します。
- 県内就職内定奨励金及びふるさと定住奨励金の交付を受け、大学等の卒業年の4月1日または県内企業等への採用年月日（自営業に専ら就労した日または農業に専ら就農した日）または五戸町に定住を開始した日のいずれか遅い日から200日が経過する日までに転出した場合は返金します。
- ふるさと定住継続奨励金の交付を受け、定住継続基準日から1年が経過する日までに転出した場合は返金します。
- 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号の規定する暴力団員に該当しません。
- 五戸町に定住していることを確認するため、五戸町が保有する住民基本台帳情報により、五戸町が確認することについて同意します。
- 農業に従事する場合において、就労する農地の経営主を確認するため、五戸町農業委員会が保有する農地台帳に関する情報により、五戸町が確認することについて同意します。